

資料 1

専修学校行政の動向

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1 . 平成30年度専修学校関係予算等について | 1 |
| 2 . 専修学校関係の閣議決定文書等について | 19 |
| 3 . 専門学校による社会人向け短期プログラムについて | 27 |
| 4 . 職業実践専門課程について | 33 |
| 5 . その他 | 62 |

これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）

〔これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（平成29年3月）〕

専修学校に求められる役割・機能

産業構造・就業構造等の変化の中で、我が国の産業を担い、実践的に活躍し、牽引していく専門職業人の養成が必要。

課題 専修学校に重要な役割を担う「職業教育」に対する社会の認識不足

「実践的な職業教育に最適化した高等教育機関」の制度化により、産業全体の生産性を高めるとともに、「**専修学校**」は**職業能力の育成等を旨とした実学の学校**として、**多様な産業分野において地域産業を担い実践的に活躍する専門職業人の養成を進めていく**ことが引き続き重要。

課題 専修学校の制度的自由度の高さと質保証の両立

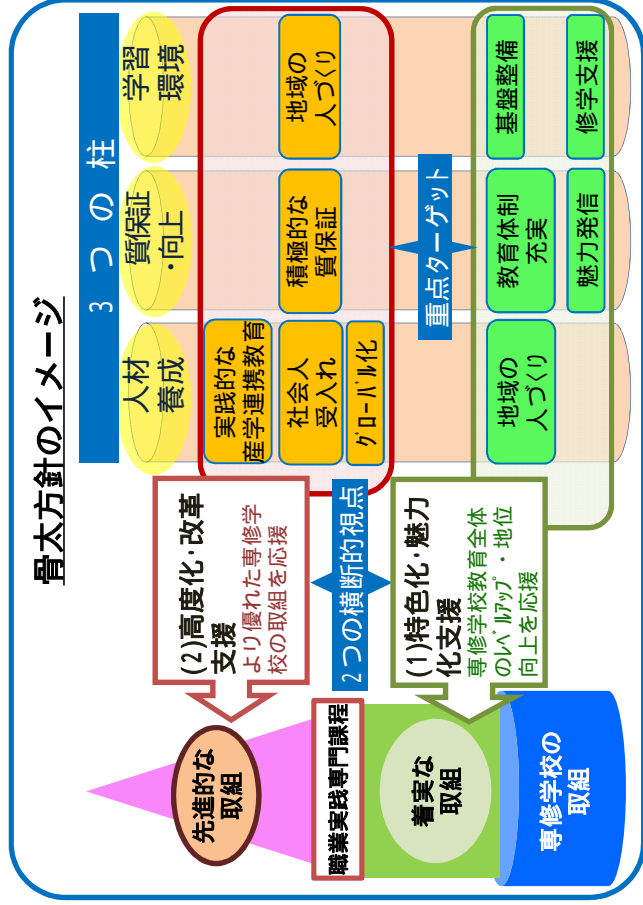
学修成果（ラーニング・アウトカム）がより問われる状況にある。専修学校は、**職業に直結する教育を行う学校**として、その実績を今後とも着実に積み重ね、**質保証・向上に向けた不断の取組を進めていく**ことが重要。

課題 多様な学びの機会の保障

専修学校は、多様な学習ニーズに応え、多様な職業の選択肢を提供する教育機関として、学びのセーフティとしての役割が引き続き重要。

専修学校振興の必要性

専修学校は、学校教育法上の教育機関であり、**職業実践的な教育を通じ、人間性の涵養のための教育を実践**。時代に先駆ける存在として、**専修学校制度の特質を維持しつつ、多様性に富んだ教育の一層の向上支援が求められる**。



具体的施策

- 実践的な産学連携教育**
- 産学連携による教育手法の確立
 - 社会人受入れ
 - 社会人の学び直し促進の具体的展開
 - 社会人学び直しのための企業等による支援
 - グローバル化
 - 総合的な留学生施策
 - 職業教育の国際通用性の確保
 - 積極的な質保証
 - 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実
- 地域の人づくり**
- 実践的な産学連携教育
 - 組織的・自立的な教育活動展開のための産学連携の体制づくり
 - 教育体制の充実
 - 教職員の資質能力向上の推進
 - 魅力発信
 - 専修学校についての積極的な情報発信
 - 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等
 - 基盤整備
 - 専修学校の教育基盤整備支援
 - 修学支援
 - 修学困難な専門学校生に対する経済的支援のあり方検討
 - インクルーシブ教育システムの実現

「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/034/gaiyou/1383829.htm

平成30年度 専修学校関係予算

()は29年度予算額

専修学校教育の人材養成機能の向上

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

17.4 億円 (16.8億円)

分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や社会人の学び直しの推進、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進める。

<事業での取組>

産学連携体制の整備

教育プログラム等の開発

・Society5.0等対応カリキュラムの開発・実証【新規】

・地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証【新規】

・eラーニングの積極活用等による学び直し講座の開設促進

・学びのセーフティネット機能の充実強化【新規】

産学連携手法(専修学校版デュアル教育)の開発

専修学校グローバル化対応推進支援事業

2.0 億円 (2.5億円)

諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。

国費外国人留学生制度

7.9 億円 (7.6億円)

専修学校教育の質保証・向上

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

1.3 億円 (1.8億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業【新規】

0.6 億円 (-)

専修学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理する。

学びのセーフティネットの保障

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

1.8 億円 (1.8億円)

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。

私立学校施設整備費補助金

3.0 億円 (3.0億円)

私立大学等研究設備整備費等補助金

2.3 億円 (2.3億円)

合 計

36.3 億円 (35.9億円)

<東日本大震災や熊本地震からの復興関係>

被災児童生徒就学支援等事業

東日本大震災復興特別会計

52 億円の内数

被災児童生徒就学支援等事業(熊本地震対応分)

3 億円の内数

上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に、専修学校生を対象とした予算が含まれている。計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

このほか、平成29年度補正予算に私立学校施設整備費補助金(学校施設の耐震化)を計上。

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

(前年度予算額:1,683百万円)
30年度予算額:1,740百万円

【背景・課題】

- ・教育サイドが産業界のニーズを踏まえサービスを提供する仕組みの構築が必要
- ・AIの発達やインターネットの爆発的普及・活用等に対応した教育内容の充実が必要
- ・教育機関と地方公共団体や企業等とが連携した取組を強化し、地域産業を担う人材養成など、地方課題の解決に貢献する取組の促進が必要
- ・人生100時代を見据え、生涯を通じて学び直しができる環境の整備が必要

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

産業界のニーズを継続的に把握しつつ、産業界の代表との実務レベルでの情報共有等を行うことを目的とした大学関係者による大学協議体の本年度早々の創設と産学協働による教育プログラム構築・実施、専修学校による地域産業中核的人材養成事業等による産学連携の取組を進めるとともに、これらの取組を横断的に機能させるために、産業界と教育界による「官民コンソーシアム」について検討し、本年度中を目的に設立し取組を開始する。

【事業概要】

専修学校等に委託を行い、各職業分野において今後必要となる新たな教育モデルを形成するとともに、各地域から人的・物的協力を得ることでカリキュラムの実効性、事業の効率性を高めつつ、各地域特性に応じた職業人材養成モデルを形成する。

メニュー：産学連携体制の整備

・産官学が「人材育成協議会」を構築することで、各分野・各地域における中長期的な人材育成の在り方を協議し、今後必要となる人材像や能力・技術等を整理、効果的な教育手法を検討する体制を確立する。

(全国版:10箇所 地域版:20箇所 連絡協議会:1箇所)

メニュー：産学連携手法の開発

学習と実践を組み合わせて行う効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化を図る。(分野別:24箇所 分野横断:1箇所)

【目指す成果】

人材養成モデルの形成

- ・産学連携体制整備ガイドライン
- ・各分野毎の将来人材像、能力の整理
- ・産学連携(デュアル教育)ガイドライン
- ・各種教育モデルカリキュラム

人材養成モデルの活用

開発したガイドラインやモデルカリキュラム等を、各専修学校においてそれぞれが実施する教育カリキュラムの改編・充実に反映

メニュー：教育プログラム等の開発

【新規】

Society 5.0等の時代に求められる能力(例:「IT力」を融合した専門的能力等)について分野毎に体系的に整理し、その養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。(30箇所)

社会人の学び直しを積極的に推進するため、専修学校において、eラーニングを積極的に活用したカリキュラム編成による学び直し講座の開設など、社会人の学び直しを推進するための方策について調査研究を実施する。(18箇所)

【新規】

地方創生に向けて、各地域課題の解決や発展に向けた将来構想を策定し、当該構想の実現に今後必要となる人材に必要な能力の養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。(30箇所)

【新規】

学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実効的な教育体制(「チーム高等専修学校」)を構築する。

(モデル:8箇所 調査研究:1箇所)

専修学校と産業界、行政機関等との連携を発展させ、諸課題に対応した教育内容の充実を図ることで、地域の中核的な職業教育機関である専修学校の人材養成機能を向上

専修学校グローバル化対応推進支援事業

(前年度予算額: 252百万円)
30年度予算額: 195百万円

【日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）】（抜粋）

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。

【未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）】（抜粋）

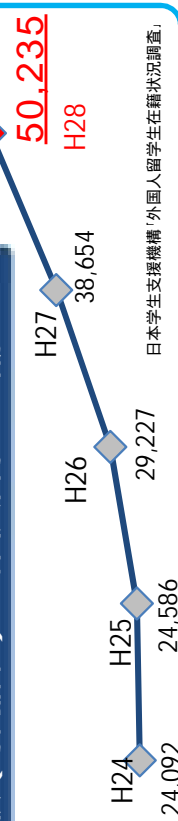
（略）専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。

過去の取組・成果

【専修学校留学生就職アシスト事業】（～H28）



専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加



受入
拡大

課題

留学生の急増への対応

非漢字圏の留学生増加
(ハトム、ボ、ラ、等)

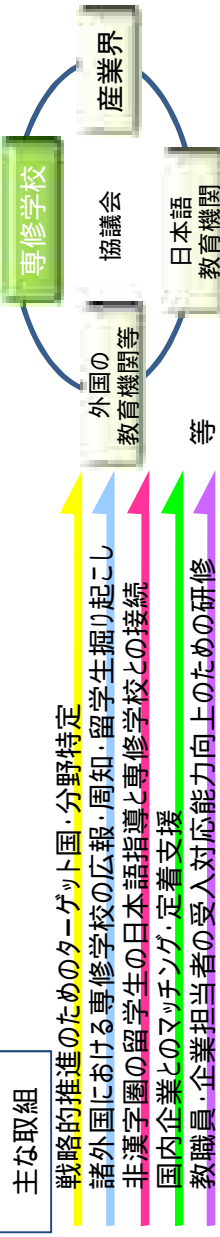
受入れ分野拡大の可能性
(介護分野等)

入口から出口までの連携体制構築

新たな課題にも対応した総合的・戦略的な留学生施策推進の必要性

事業内容

諸外国における日本の専修学校の広報、優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築。
【委託：4箇所】



各地域における留学生の戦略的受入れに向けた体制整備

継続的な実態把握等

専修学校の外国人留学生の動向やその後の就職状況、並びに日本人学生の留学状況について、全国的な調査を実施するとともに、広報ツールを更新する。

取組

留学状況調査実施・分析【委託：1箇所】
広報ツールの更新・改善【委託：2箇所】

目指す成果

留学生対応モデルの形成

- ・海外教育機関との連携協定の締結手法
- ・日本語学校との連携教育の在り方
- ・企業連携教育の手法 等を整理・明確化

留学生受入モデルの活用

- ・各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考にそれぞれ留学生対応に効果的な体制を整備

専修学校と日本語教育機関や企業等との連携を発展させ、優秀な留学生の受入につなげるとともに、我が国又は自国で活躍できる専門職業人を輩出

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

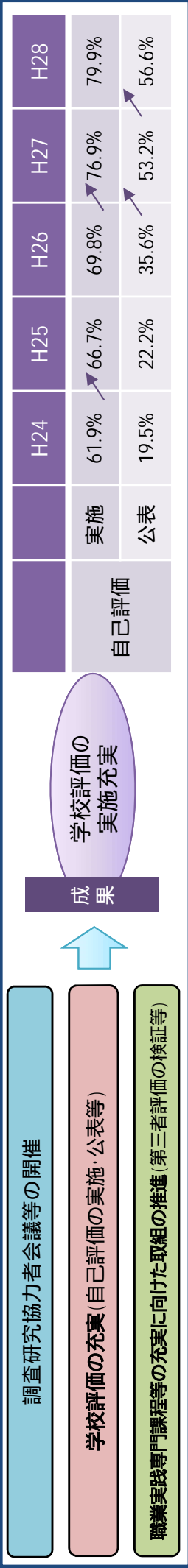
(前年度予算額: 18.1百万円)
3年度予算額: 13.3百万円)

平成29年3月: これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告

「これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要」

さらに、具体的施策として「教職員の資質能力向上の推進」、「職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実」等が位置付けられている。

背景・経緯



従来の重点取組

調査研究協力者会議等の開催

質保証向上推進の司令塔

専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

職業実践専門課程の実態調査等に基づく検証等により、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。
〔直轄事業〕

都道府県等との研究協議

専修学校教育研究協議会

専修学校の運営改善に向けた取組等に関する研究等を行う協議会を開催する。
〔直轄事業〕

教職員の資質能力向上の推進

研修ネットワークの構築

自立的・持続的な研修体制づくりの推進

各地域において自立的・持続的に教職員研修を実施する体制づくりを進め、教職員の資質能力向上を図る。
〔委託：3箇所〕

研修プログラムの構築

教職員研修プログラムの構築

専修学校教員の指導力向上や職員のマネジメント力等に資する研修プログラムを開発するとともに、その成果を普及する。
〔委託：1箇所〕

職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進

職業実践専門課程の高度化・改革推進

職業実践専門課程による先進的取組の推進

職業実践専門課程の取組充実に向けた運用改善（教育課程編成委員会と学校関係者評価の効果的運用等）等、職業実践専門課程による取組の更なる質向上に向けた先進モデルの開発に実践的・実証的に取り組む。〔委託：7箇所〕

質保証向上のための実態調査

質保証・向上のための実態調査

産業界との連携による教育課程の編成等の実施状況や、卒業生の企業内における評価など、職業実践専門課程に係る実態調査を行うとともに、認定効果の比較分析等のため、非認定の専門課程や高等課程等を含めた実態調査を実施する。
〔委託：1箇所〕

事業内容

社会的評価の
一層の向上

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上

教育改善・学校評価・情報公開・満足度向上・卒業生の活躍 etc

平成29年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
(社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進)

未来につながる専門学校 (平成30年3月)



文部科学省HPで公開しています。

平成29年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の成果について

→ http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1402385.htm

未来につながる 専門学校

はじめに

専門学校は、社会・産業ニーズに応じた実践的な職業教育と専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成してきました。2016年には、高等教育機関全体の中でも、大学に次ぐ学生数（約59万人）を受け入れ、卒業後の就職率は約8割を実現。卒業生はさまざまな産業界で活躍しています。

現在日本では、第4次産業革命といわれる急速な技術の進化やグローバル化の進展による産業構造・就業構造の変化に直面し、職業人の生産性向上が必要とされています。専門学校は、さらなる教育の質の向上に努め、変化の激しい産業界において即戦力となりうるスキルを養育できる人材の育成を目指しています。2013年には、企業などと連携した最新の実務知識を身に付ける教育を必須とした文部科学大臣認定「職業実践専門課程」が創設され、現在約3割の専門学校が認定。カリキュラムの充実も進んでいます。

『未来につながる専門学校』では、時代が求める人材を輩出し続ける専門学校の最新情報と、その卒業生たちの社会での活躍をお届けします。

この本は2部構成となっています



I 章 専門学校の学びの特徴とカリキュラム

専門学校の学びの特徴とカリキュラムについて、最新事例を交えてご紹介しています。先生方にお読みいただき、生徒の進路指導の一助としていただくことを目的としています。



II 章 専門学校の卒業生たちの活躍

専門学校を卒業し、さまざまな産業界で活躍する先輩たちの仕事と高校時代の進路選択をレポートしています。進路選択のための情報の一つとして、生徒にもお勧めください。

目次 contents

FOR TEACHERS

| | |
|-----------------------|----|
| I 章 専門学校の学びの特徴とカリキュラム | |
| 専門学校とは | 04 |
| 専門学校のカリキュラム | 06 |
| 1 保育士 | |
| 2 自動車整備士 | |
| 3 技術者 | |
| 4 ファッションデザイナー | |
| 専門学校の学びの特徴 | 14 |
| データから見る 専門学校という選択 | 16 |

FOR STUDENTS

| | |
|--------------------------|----|
| II 章 専門学校の卒業生たちの活躍 | |
| トップランナー 時代を駆ける専門学校卒の先輩たち | 02 |
| 1 カーデザイナー／後藤 純さん | |
| 2 システムエンジニア／野島洋平さん | |
| 3 パティシエ／喜田健一さん | |
| 4 スポーツトレーナー／横山正吾さん | |
| 専門学校からかえった 100人の未来・キャリア | 18 |



文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 TEL 03-5253-4111 (代表)
<http://www.mext.go.jp/>

委託事業実施者 株式会社三菱総合研究所
編集制作 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ

スプアイサプリ 進路

本パンフレットは、文部科学省委託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証」向上の推進」の委託先である株式会社三菱総合研究所が、株式会社リクルートマーケティングパートナーズの協力により作成したものです。

※このパンフレットは文部科学省のホームページにも掲載しています。このパンフレットはその他の出版物（資料目的のもの）を除くには幅広くに活用可能です。

専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力強化事業

30年度予算額:61百万円(新規)

現状・課題

我が国では「学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学（特に選抜制の高い大学）に進学すること自体を評価する社会的風潮がある」ともいわれており、アカデミックな教育を受けることに意欲・適性を持った者ばかりでなく、職業技能教育に適性を有する者等が、いわゆる「高学歴志向」「大学志向」の流れに沿って、大学進学をしている場合もある。

大学入学後に、十分な目的意識や意欲を持って学修に取り組めないなどのミスマッチを抱える者も少なく、大学でも職業意識や職業的自立に必要な能力を十分身に付けられないまま卒業して、職業・社会とのミスマッチが生じているとの指摘もある。

平成29年3月：これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告

- ・「**質保証・向上**」は専修学校教育振興策の重要な柱であり、重点ターゲットの一つとして「**魅力発信**」（専修学校に係る積極的な情報発信）を位置付け
- ・専修学校が、地域の理解・評価を得ながら、地域における質の高い職業教育機関として教育活動を展開していくためには、地方創生の観点から、地方の教育機関とともに、地域の企業等の産業界や所轄庁である地域の行政機関との連携を進めていくことも重要であり、職場体験の実践や出前授業も含め、高等学校等における職業教育や進路指導全体の中で生かされる授業案や実施マニュアルを提示することも重要

振興方向性

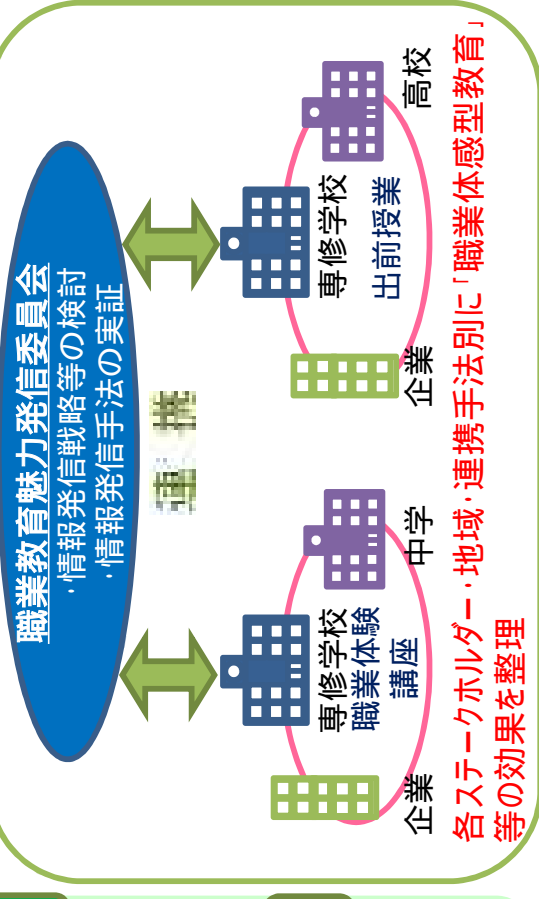
1. 社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

専修学校が担う実践的な職業教育に関する理解を促進するため、中学校や高等学校、企業等、各ステークホルダーを意識した、効果的な情報集約・情報発信等の在り方・手法について検討・検証を行う。
【委託：1箇所】

2. 専修学校と各地域の連携による「職業体感型教育」等の効果検証

1により示された方針等を踏まえ、各ステークホルダー、地域特性別に、専修学校と教育機関や企業等が連携した「職業体感型教育」（職業体験講座の提供、出前授業）等を実施した際の効果や連携に当たっての留意点を整理する。
【委託：5箇所】

取組概要



情報発信モデルの形成

- ・各ステークホルダー別の効果的な情報集約・情報発信の在り方
- ・有効な広報ツールフォーマットの整理
- ・職業体感型教育実施マニュアル整備

目指す成果

情報発信モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考に各ステークホルダーに対して効果的な情報発信を実施

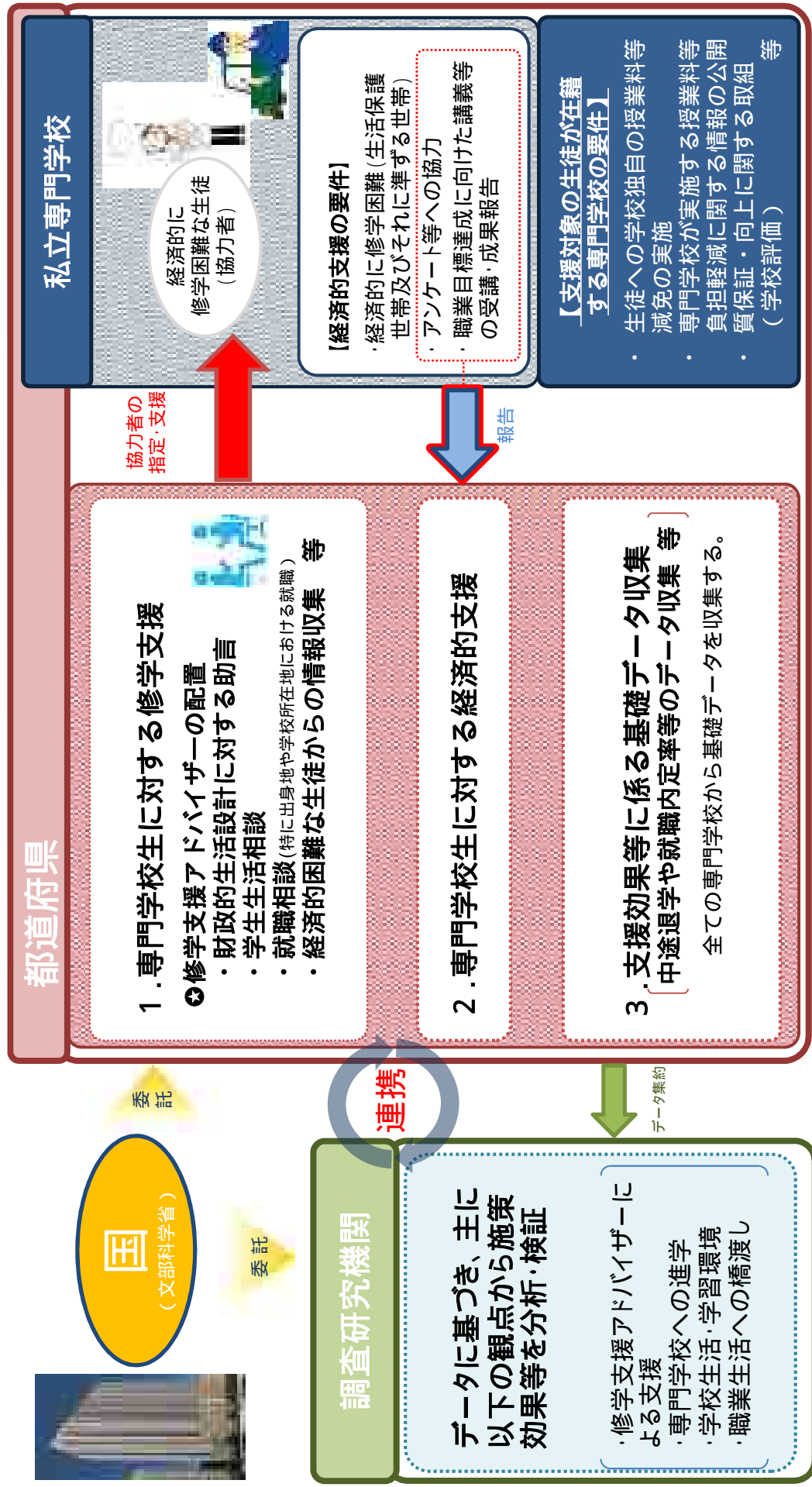
専修学校が担う職業教育の発信力を強化することで、職業教育への理解を促進し、職業接続も含めた幅広い視野からの進路選択を実現

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

(前年度予算額:181百万円)
30年度予算額:179百万円

事業概要

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行うことを通じて、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。(平成27年度から継続)【対象】 都道府県・調査研究機関



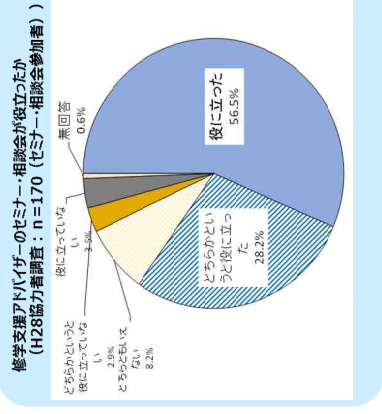
これまでの実証研究で得られたデータ

修学支援アドバイザーによる支援

・都道府県に修学支援アドバイザーを配置し、経済的理由により修学困難な学生に対してアドバイザー等を実施

【ファイナンシャルプランナー等による講演会及び個人相談会への参加者数（28年度事業内把握数）】
講演会 915人 個別相談会 376人

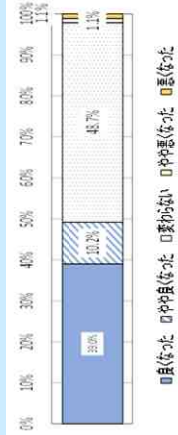
・国事業の修学支援アドバイザーが実施するセミナー・相談会へ参加した協力者の85%が「役に立った」「どちらかという役に立った」と回答。



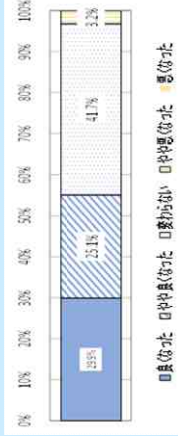
学校生活・学習環境

・国事業の効果について、経済的負担減のほかに、「勉強の時間を確保できた」と回答した者が3割以上
・協力校では経済的理由による中退者数が減少
【2.3人(26年度) 1.8人(27年度)(協力校1校当たり)】
・協力者の出席率や成績が向上する傾向が見られた

支援前後の協力者の出席状況の変化 (協力校調査 (H28) : n=187※)



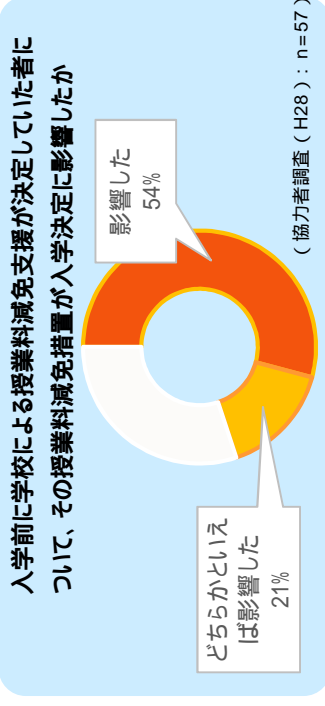
支援前後の協力者の成績変化 (協力校調査 (H28) : n=187※)



※協力校が、協力者1人1人の成績について、個別に回答したものであり、nは、協力者数
(※調査時点 (H29.1)で支援金を未受給の学生は分析からは除外)

専門学校への進学

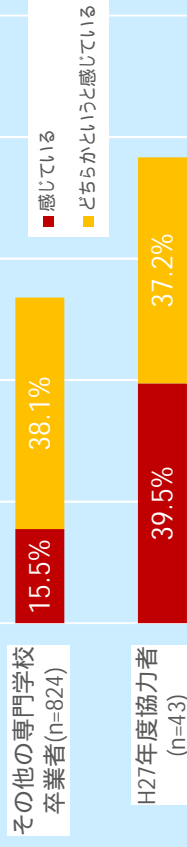
・専門学校入学時に家庭の経済的事情を重視した協力者の8割は、入学決定に当たり、その専門学校に「経済的支援制度」があることを重視
・入学前に授業料減免支援が決定した学生の7割以上は、減免支援の決定が入学に影響したと回答



職業生活への橋渡し

・協力者は一般の専門学校生に比べて、現在の仕事にやりがいを感じている者の割合が高い傾向

現在の仕事のやりがい (卒業生調査 (H28) - 出身者調査 (H28))



「その他の専門学校卒業生」は、出身者調査より20歳代の専門学校出身者を抽出、専門学校の分野や職種による差を考慮し、出身者調査についてはウェイトバック集計を行い、協力者の専門学校の分野と同じ構成比になるように調整している。

今後、本格実施される給付型奨学金を含め、専門学校生に対する経済的支援等の複合的な活用を念頭に、より多くのサンプルデータに基づき継続的な検証を実施

専修学校の教育基盤の整備

前年度予算額：524百万円
平成30年度予算額：524百万円

◆教育基盤(施設・設備)の整備

教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

- 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備 (※ 施設工事を伴うものに限る。)

- ・ 補助率：専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 2000万円
高等課程 400万円

学内LAN装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

- 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事

- ・ 補助率：専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 500万円
高等課程 500万円

エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備

- ・ 補助率：専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 1000万円
高等課程 1000万円

情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

- 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備

- ・ 補助率：専門課程、高等課程とも 1 / 2
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 250万円 (時限)
高等課程 250万円 (時限)

注) (時限)：平成30年度予算までの時限措置。

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 危険建物（Is値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事
 - ・ 補助率： 専門課程 1 / 2
 高等課程 1 / 3（Is値0.3未満等は1 / 2）
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 - 専門課程 400万円（時限）
 - 高等課程 400万円

バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備
 - ・ 補助率： 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 - 専門課程 150万円（時限）
 - 高等課程 150万円（時限）

アスベスト対策工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 吹き付けアスベストやアスベストを含む保温材、断熱材等の除去等によるアスベスト対策
 - ・ 補助率： 専門課程 1 / 3 高等課程 2 / 9
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 - 専門課程 制限なし
 - 高等課程 制限なし

非構造部材の耐震対策工事 防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策
- 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等
 - ・ 補助率： 専門課程 1 / 2
 高等課程 1 / 3
 〔耐震化工事と合わせて行う場合、Is値0.3未満等は1 / 2〕
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 - <耐震化工事と合わせて行う場合>※ 耐震化工事費を含めた下限額
専門課程 400万円（時限）
高等課程 400万円
 - <非構造部材の耐震対策工事（※100㎡以上の空間に限る。）
備蓄倉庫のみの整備を行う場合>
専門課程 制限なし（時限）
高等課程 制限なし
 - <自家発電設備のみの整備を行う場合>※ 避難所指定の学校に限る。
専門課程、高等課程とも
200万円以上500万円以下

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

- 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（※）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施（助成期間は20年間を予定）。
- ※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

注）（時限）：平成30年度予算までの時限措置。

専修学校関係の施設・設備整備費補助に係る 平成30年度事業の下限額について

私立学校施設整備費補助金

(万円)

| 区 分 | | 専修学校 (専門課程) | | 専修学校 (高等課程) | |
|-----------------------------|-----|----------------|------|----------------|------|
| | | 29年度 | 30年度 | 29年度 | 30年度 |
| 教育装置 | 下限額 | 2,000 | | 400 | |
| ICT活用推進事業 (情報通信ネットワーク装置) | 下限額 | 500 | | 500 | |
| バリアフリー推進事業 | 下限額 | 150 | | 150 | |
| アスベスト対策事業 | 下限額 | / | 制限なし | / | 制限なし |
| 学校施設耐震化事業 (耐震改修) | 下限額 | 400 | | 400 | |
| 防災機能強化事業 (非構造部材等) | 下限額 | 制限なし | | 制限なし | |
| エコキャンパス 推進事業 | 下限額 | 1,000 | | 1,000 | |

私立大学等研究設備整備費等補助金

(万円)

| 区 分 | | 専修学校 (専門課程) | | 専修学校 (高等課程) | |
|--------|-----|----------------|------|----------------|------|
| | | 29年度 | 30年度 | 29年度 | 30年度 |
| 教育基盤設備 | 下限額 | 250 | | 250 | |

予算額を上回る応募があった場合、交付決定(内定)額については、審査後の補助対象経費に補助率を乗じた後、さらに圧縮率を乗じた額となる場合があります。

(申請状況により、補助率が1/2以下になる可能性があります。)

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

<平成30年度予算>

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- 給付型奨学金制度の着実な実施**
- 無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施**
- 所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等**
- など、大学等奨学金事業の充実を図る。**

給付型奨学金制度の着実な実施 基金：105億円（35億円増）

平成29年度に創設・先行実施した制度を着実かつ安定的に実施。

【制度概要】

対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（ 示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校生等が推薦
 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

給付額：（国公立・自宅）月額2万円、（国公立・自宅外 / 私立・自宅）月額3万円（私立・自宅外）月額4万円
国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
 児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

給付人員：22,800人〔うち新規 20,000人〕（平成29年度：2,800人）

無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

無利子奨学金事業費：3,584億円（82億円増）
 〔ほか被災学生等分17億円〕

制度を着実に実施し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施。

無利子奨学金貸与人員：53万5千人
 〔ほか被災学生等分3千人〕

所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等 システム開発・改修費：8億円（2億円増）

所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成30年度事業の概況

| | | |
|---------------------|---|--|
| 区分 | 無利子奨学金 | 有利子奨学金 |
| 貸与人員 | 53万5千人 (新規貸与者分4万4千人増) (他被災学生等分3千人) | 75万7千人 (5万8千人減) |
| 事業費 | 3,584億円(82億円増) (他被災学生等分17億円) | 6,771億円 (467億円減) |
| うち 一般会計 復興特会等 | 政府貸付金 一般会計：958億円 復興特会：1億円 | 財政融資資金 7,043億円 |
| | 財政融資資金 32億円 | |
| 貸与月額 | 学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5.4万円 | 学生が選択 (大学等の場合) 2万円～12万円の1万単位 |
| 貸与 基準 | ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃 | 平均以上の成績 特定の分野において特に 優秀な能力を有する 学修意欲がある |
| | 家計 <small>(30年度採用者)</small> | 家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合) 一定年収(700～1,290万円) 以下 |
| 返還期間 | 卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動 | 卒業後20年以内 (元利均等返還) |
| 返還利率 | 無利子 | 上限3%(在学中は無利子) (平成30年3月貸与終了者) 利率見直し 0.01% 利率固定 0.27% |

大学等奨学金事業の充実

給付型奨学金制度の本格実施

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生、児童養護施設退所者等)を対象に29年度に先行実施した制度を30年度から本格的に実施。
進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
(独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

<平成30年度給付型奨学金の概要>

| | | | | | | | | | |
|----------|--|---------|-----|----------|-----|--------|-----|---------|-----|
| 対象 | 大学、短期大学、高専(4・5年)、専門学校(高専3年次に予約採用)の学生・生徒 | | | | | | | | |
| 給付基準 | <p>【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン)を作成</p> <p>以下のいずれかの要件を満たす者から推薦十分に満足できる高い学習成績を収めている 教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている 社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後に優れた学習成績を収める見込みがある</p> <p>【家計】 ・住民税非課税世帯</p> | | | | | | | | |
| 給付月額 | <table border="0"> <tr> <td>国公立(自宅)</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>国公立(自宅外)</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>私立(自宅)</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>私立(自宅外)</td> <td>4万円</td> </tr> </table> <p>児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 国立で授業料減免を受けた場合は減額</p> | 国公立(自宅) | 2万円 | 国公立(自宅外) | 3万円 | 私立(自宅) | 3万円 | 私立(自宅外) | 4万円 |
| 国公立(自宅) | 2万円 | | | | | | | | |
| 国公立(自宅外) | 3万円 | | | | | | | | |
| 私立(自宅) | 3万円 | | | | | | | | |
| 私立(自宅外) | 4万円 | | | | | | | | |

無利子奨学金制度の充実

- ✓ 非課税世帯学生について、29年度から成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を29年度から解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を29年度から導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成30年度所要額(給付型奨学金)>

| 区分 | 給付人員 | 所要額 |
|-----|---------|------------------------------|
| 給付型 | 22,800人 | 87億円 (30年度は基金として105億円を措置) |

本格実施後(学年進行完成後)の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

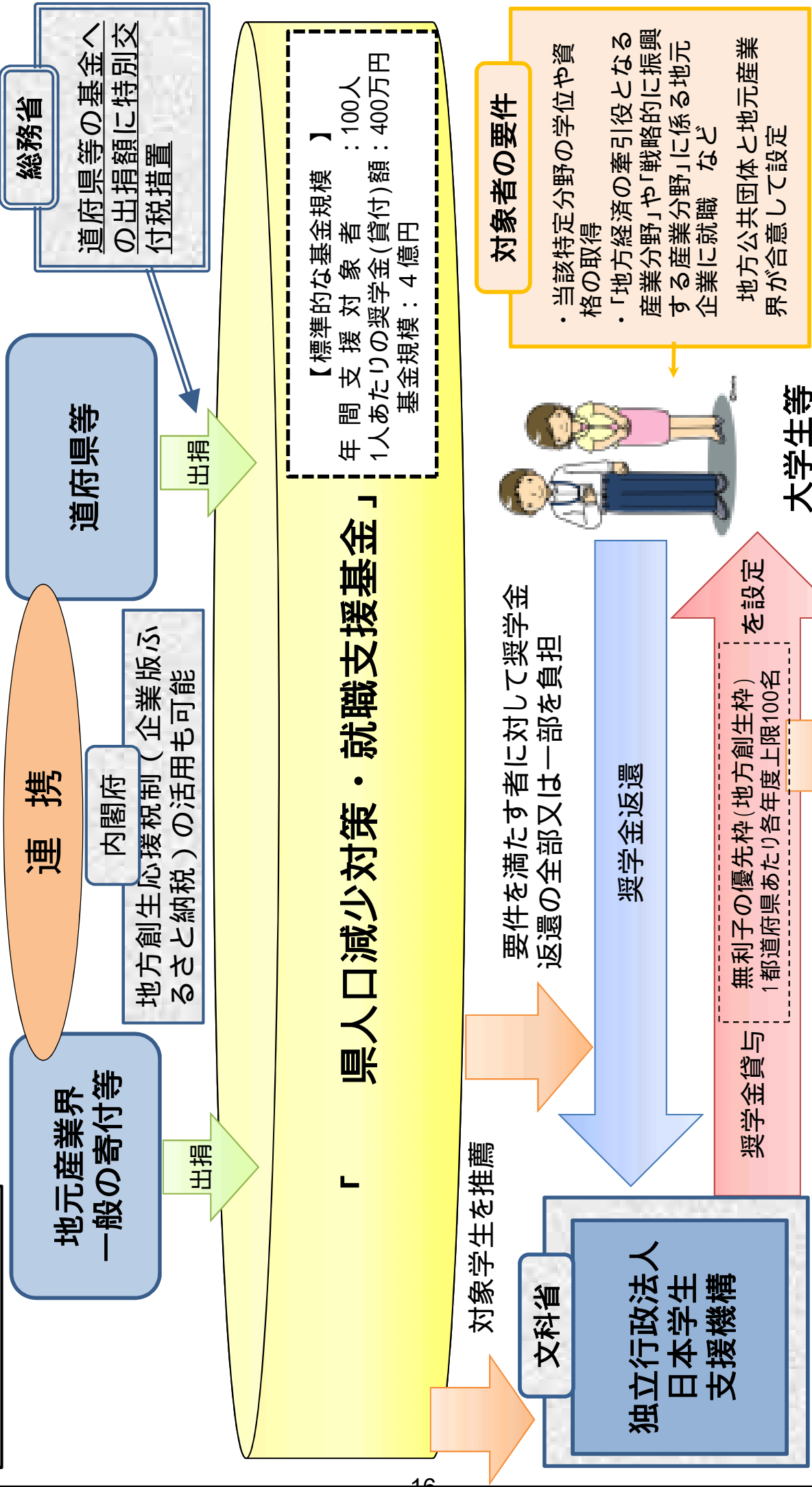
| 給付型奨学金 | 無利子奨学金 |
|-------------|------------------------------|
| 進学者 2万人【新規】 | 進学者 15.0万人 (平成29年度15.1万人) |

給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を
各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】



地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

高校生等への修学支援

平成30年度予算額 3,866億円
(平成29年度予算額 3,833億円)

高等学校等就学支援金等

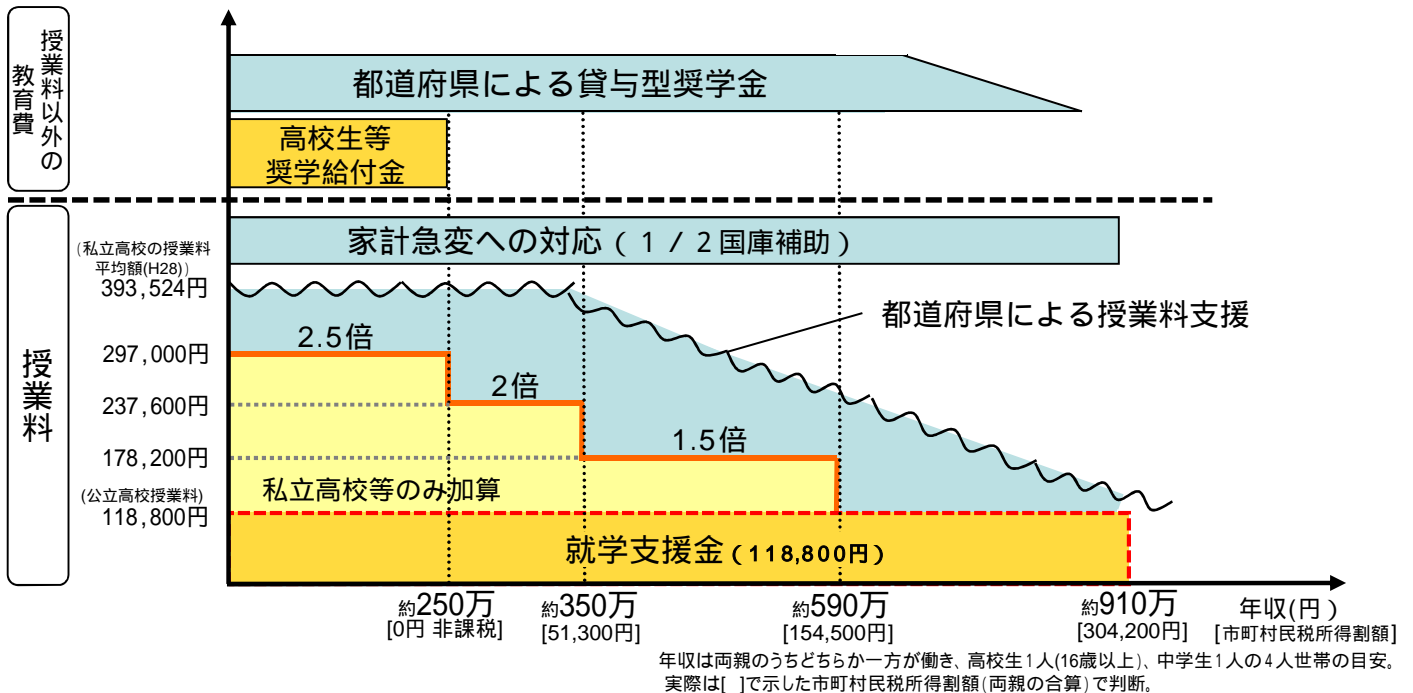
平成30年度予算額 3,708億円 (平成29年度予算額 3,668億円)

高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担軽減を図る。

対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しないこととしている。

私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給する。



高校生等奨学給付金

平成30年度予算額 133億円 (平成29年度予算額 136億円)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援（1/3国庫補助）。

授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品等

給付額（第1子単価）の増額

| | |
|--------------------|----------------------------------|
| 生活保護受給世帯【全日制等・通信制】 | 国公立： 32,300円 / 私立： 52,600円 |
| 非課税世帯【全日制等】（第1子単価） | 国公立： 75,800円 / 80,800円 (+5,000円) |
| | 私立： 84,000円 / 89,000円 (+5,000円) |
| 非課税世帯【全日制等】（第2子単価） | 国公立： 129,700円 / 私立： 138,000円 |
| 非課税世帯【通信制】 | 国公立： 36,500円 / 私立： 38,100円 |

その他の高校生等への支援等

平成30年度予算額 22億円 (平成29年度予算額 24億円)

- ・ 高校中退者の学び直し支援や保護者の失職等による家計急変世帯の生徒への支援、海外の日本人高校生への支援等。

平成30年度予算額 3億円 (平成29年度予算額 4億円)

- ・ マイナンバーに対応した事務処理システムの開発等。

私立専修学校高等課程の授業料減免への特別交付税措置

平成25年度より、都道府県が私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要した経費の一部に対して、特別交付税を措置

平成29年度現在、30の都道府県において私立専修学校高等課程への授業料減免を実施

都道府県における補助状況

| 都道府県 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 都道府県 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 都道府県 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------|------|------|------|---------|------|------|------|---------|------|------|------|
| 1 北海道 | | | | 17 石川県 | x | x | x | 33 岡山県 | x | x | x |
| 2 青森県 | | | | 18 福井県 | | | | 34 広島県 | | | |
| 3 岩手県 | x | x | x | 19 山梨県 | x | x | x | 35 山口県 | x | | |
| 4 宮城県 | x | x | x | 20 長野県 | | | | 36 徳島県 | | | |
| 5 秋田県 | x | x | x | 21 岐阜県 | | | | 37 香川県 | x | x | x |
| 6 山形県 | | | | 22 静岡県 | x | x | x | 38 愛媛県 | x | x | x |
| 7 福島県 | | | | 23 愛知県 | | | | 39 高知県 | | | |
| 8 茨城県 | | | | 24 三重県 | | | | 40 福岡県 | x | x | |
| 9 栃木県 | x | x | x | 25 滋賀県 | x | x | x | 41 佐賀県 | | | |
| 10 群馬県 | | | | 26 京都府 | | | | 42 長崎県 | x | x | x |
| 11 埼玉県 | | | | 27 大阪府 | | | | 43 熊本県 | | | |
| 12 千葉県 | | | | 28 兵庫県 | | | | 44 大分県 | x | x | x |
| 13 東京都 | | | | 29 奈良県 | | | | 45 宮崎県 | x | x | x |
| 14 神奈川県 | | | | 30 和歌山県 | x | x | x | 46 鹿児島県 | x | x | x |
| 15 新潟県 | | | | 31 鳥取県 | | | | 47 沖縄県 | | | |
| 16 富山県 | x | x | x | 32 島根県 | | | | 計 | 28 | 29 | 30 |

出典：全国専修学校各種学校総連合会「専修学校各種学校都道府県別助成状況」(平成27～29年度)

経済財政運営と改革の基本方針2018

(平成30年6月15日閣議決定) 抜粋

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

高等教育の無償化

高等教育の無償化の具体的措置については、次のとおりとする。

(無償化の対象範囲)

第一に、住民税非課税世帯（年収270万円未満）の子供たちに対する授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免除し、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図る。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金について、国立大学の場合は免除し、公立大学の場合は国立大学の入学金を上限とした措置とする。私立大学の場合は私立大学の入学金の平均額を上限とした措置とする。短期大学、高等専門学校、専門学校は、大学に準じて措置する。

第二に、給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちを対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じることとする。他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとし、具体的には、日本学生支援機構「平成24年度、26年度、28年度学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立学校生に限る。）を計上、娯楽・嗜好費を除く。あわせて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の受験料を計上する。なお、高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態に他の学校種と乖離があるため、その実態に応じた額を措置する。

全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収300万円未満の世帯については住民税非課税世帯の子供たちに対する授業料減免及び給付型奨学金の3分の2、年収300万円から年収380万円未満の世帯については3分の1の額の支援を行い、給付額の段差をなだらかにする。

在学中に学生の家計が急変した場合については、急変後の所得に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。

(支援対象者の要件)

支援対象者については、大学等への進学前の段階における支援の決定に当たり、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときやGPA（平均成績）等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切る。ただし、成績が下位4分の1に属するときに警告を連続で受ける場合においても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例について検討を行う。

なお、手続を経て休学する場合には、いったん休止した支援を復学の際に再開することができるようにする。

経済財政運営と改革の基本方針2018

(平成30年6月15日閣議決定) 抜粋

(支援措置の対象となる大学等の要件)

支援措置の対象となる大学等は、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、それぞれの特色や強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、次のとおりとする。

- ・ 実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む。）が卒業に必要な単位数の1割以上の単位に係る授業科目を担当するものとして配置され、学生がそれらを履修できる環境が整っていること（学問分野の特性等により、この要件を満たすことができないと大学等が判断する場合については、大学等においてその理由や今後の実践的教育の取組を説明しなければならない。）
- ・ 理事に産業界等の外部人材を複数任命していること
- ・ 授業計画（シラバス）の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること
- ・ 法令に則り、財務情報と教育活動（定員充足、進学・就職の状況）に係る情報を含む経営情報を開示し、多くの国民が知ることができるようホームページ等により一般公開していること。専門学校については、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示していること

(中間所得層に対する支援)

こうした低所得世帯に限定した支援措置、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、中間所得層における大学等へのアクセスの機会均等について検討を継続する。

経済財政運営と改革の基本方針2018

(平成30年6月15日閣議決定) 抜粋

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

大学改革

(高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進)

高等専門学校教育の高度化を進めるとともに、大学・専門学校における専門教育プログラムの開発、専門職大学の開設により、実践的な職業教育を進める。

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

リカレント教育

(教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付(7割助成)について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み(単位累積加算制度)の活用を積極的に進める。

(産学連携によるリカレント教育)

新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高いリカレント教育のプログラムの開発を集中的に支援する。

先行分野におけるプログラム開発

大学・専門学校・民間教育訓練機関に委託し、産学連携により、20程度の分野(AI、センサー、ロボット、IoTを活用したものづくり、経営管理、農業技術、看護、保育、企業インターンシップを取り入れた女性の復職支援等)において先行的にプログラムを開発し、逐次全国展開する。

(後略)

在職者向け教育訓練の拡充

(前略)

また、国(ポリテクセンター)及び都道府県(職業能力開発校)において実施している在職者向けの教育訓練について、大学・専門学校等の民間教育訓練機関への委託を進める。最新技術の知識・技能の習得・向上に関するものを対象に、教育訓練期間を2日から5日程度のコースだけでなく、企業ニーズに応じコースを拡大する。

第1 基本的視座と重点施策

2. 第4次産業革命技術がもたらす変化 / 新たな展開：「Society 5.0」

(5) 「人材」が変わる

(前略) 「**人生100年時代**」にふさわしい**多様なリカレント教育**と、デジタル技術を活用した個別化学習、遠隔教育などを通じ、AI時代に対応できる能力を身につけることにより、老若男女を問わず、あらゆる人々に、やりがいや、よりキャリアアップした仕事を選択するチャンスが与えられる。

4. 経済構造革新への基盤づくり

(1) データ駆動型社会の共通インフラの整備

AI時代に対応した人材育成と最適活用

AI時代には、高い数理能力でAI・データを理解し、使いこなす力に加えて、課題設定・解決力や異質なものを組み合わせる力などのAIで代替しにくい能力で価値創造を行う人材が求められることに鑑み、教育改革と産業界等の人材活用の面での改革を進めるとともに、「**人生100年時代**」に対応した**リカレント教育を大幅に拡充**する。

第2 具体的施策

・ 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用

(1) KPIの主な進捗状況

〔KPI〕大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする。
2015年：約49万人

(2) 政策課題と施策の目標

(前略) また、リカレント教育や優秀な人材の処遇の改善を促し、産業界等の人材活用を質・量の両面で拡大する。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

① 大学等におけるAI人材供給の拡大

・ 産学連携によるAI 専門人材の育成や各分野の専門人材に対するデータサイエンス教育などのAI 分野の専門人材育成拠点における取組の展開・普及により、大学等におけるAI 専門人材の育成機能を強化する。

② 官民コンソーシアム等による産学連携教育の具体化

・ 課題解決型学習やインターンシップ等の実践的な産学連携教育のノウハウ等の共有等により、教育界と産業界が連携した実践的な教育を横断的に機能させるため、**産業界と大学、高等専門学校、専修学校の代表などを構成員とする官民コンソーシアムにおける取組を夏までに本格的に稼働**させる。

・ 官民コンソーシアム等では、産業界におけるAI・IT分野の人材ニーズを共有し、**大学等におけるAI人材の育成に係る取組の充実を図る**。また、企業等における処遇等につながるポイントや事例等についても共有し、AI・IT 分野についての学生や従業員の学びを促進する。

・ 産学連携教育に対する企業の協力を引き出し、大学と企業とのマッチングを行うシステムの構築など、産学連携した教育の仕組み等については、**官民コンソーシアムの議論を踏まえて、大学協議体や専修学校の人材育成協議会において検討し、具体化**する。

第2 具体的施策

・経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策

) 大学等におけるリカレント教育等を活用したAI人材等の裾野拡大

- ・大学や**専修学校等における社会人向け短期教育プログラム**や放送大学、MOOCs等を活用したオンライン講座などの**リカレント教育を大幅に拡充する**とともに、リカレントセンター等の設置や教育能力も含め質の高い実務家教員の確保、専門職大学院と産業界との連携構築など、大学等でリカレント教育を行う体制を整備する。
- ・**専門実践教育訓練給付について**、専門職大学等の課程を対象とするとともに、大学の「**職業実践力育成プログラム**」や**専修学校の「職業実践専門課程**」、AI・IT分野等の「**第四次産業革命スキル習得講座認定制度**」等と**連携し**、AI時代に求められる能力等を身につけさせるために**対象講座の拡大を図る**。

2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

(3) 新たに講ずべき具体的施策

) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

主体的なキャリア形成の支援

- ・出産・育児等でキャリアを中断した女性の職場復帰、非正規雇用からのキャリアアップ、高等学校等の卒業後に就職した者の大学や**専修学校等での学び直し**など、ライフステージに応じたキャリアアップを**公的職業訓練や教育訓練給付により支援する**。

2-3. 外国人材の活躍促進

(3) 新たに講ずべき具体的施策

) 高度外国人材の受入れ促進

外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組

- ・大学・企業・自治体等の連携の下、外国人留学生と中堅・中小企業双方の事情に精通する専門家の活用等を通じ、地域の中堅・中小企業のニーズを踏まえた専門教育や、ビジネス日本語・キャリア教育等日本企業への就職に際し求められるスキルを在学中から習得させるとともに、インターンシップ、マッチング事業等を通じて国内企業への就職につなげる仕組みを作る。（後略）

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群 抜粋

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標（5）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進

- ・（前略）専修学校においては、**企業等と密接に連携した「職業実践専門課程」を中心に、専修学校全体の質保証・向上を推進するとともに、組織的・自立的な教育活動展開のための産学官連携の体制づくりのための取組を進める。**

高等教育機関における実践的な職業教育の推進

- ・ 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引することができ、かつ、変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる専門職業人の養成を図るよう、新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科について、平成31（2019）年度からの制度施行に向け、必要な準備を進める。
- ・ 大学や**専門学校等における産業界と連携した実践的な教育を進めるため**、「職業実践力育成プログラム」や**「職業実践専門課程」の認定制度の活用を促進する。**

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

外国人留学生の受入れ環境の整備

- ・ 優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を推進するため、大学や**専修学校等**における、国際通用性の高い教育組織・環境の整備、日本語指導の充実などの推進を図る。関係府省庁連携の下、渡日から帰国後まで一貫した日本留学サポートを実現できるよう、日本への留学を希望する外国人への情報発信や、奨学金等の経済的支援、外国人留学生に対する企業と連携した就職支援等を行い、**戦略的な外国人留学生の確保を推進する。**

目標（9）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成

我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成

- ・ 大学、**専門学校等において、観光、農業、食、デザイン、ファッション、ヘルスケア、IT・コンテンツなど、我が国の多様な分野の発展を牽引する専門人材の育成に向け、関係府省や産業界と連携して、実践的な教育プログラムの開発等に取り組む。**

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

女性活躍推進のためのリカレント教育の強化

- ・ 女性が、結婚や出産等の様々な人生の節目も踏まえつつ、個性と能力を十分に発揮できるよう、**大学等におけるリカレント教育や各種の認定教育プログラム等を活用した能力開発**など、学びを通じた主体的なキャリア形成を推進し、復職や再就職、起業等を円滑に成し遂げられる社会を実現する。併せて、産業界への働きかけ等を通じて、学びを通じたキャリア形成を促進する機運を醸成する。

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群 抜粋

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

（参考指標）

・大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施

・大学や専門学校等における産業界と連携した実践的な教育を進めるため、「職業実践力育成プログラム」や「職業実践専門課程」の認定制度の活用を促進するとともに、社会人等が自らの知識や経験を還元して学びあうなど、社会人のニーズにこたえる教育プログラムの開発・実証を推進する。

社会人が働きながら学べる学習環境の整備

・放送大学において放送授業等に加えてオンライン授業の充実を図るとともに、放送大学を学び直しの機会を提供する先導的役割を果たす高等教育機関として位置付け、そのノウハウや技術を生かした、他大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供や各大学・大学院のプログラム開発への協力を促進する。

・長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

・学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度、検定や資格等に関する情報に、効率的にアクセスすることができるよう、関係機関の情報発信の質の向上を図る。

経済的な支援の実施

・学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用を実施するとともに、教育訓練給付なども含め、関係府省が連携して経済的な支援制度の利用促進を図る。

労働者の学びに関する企業側の理解促進

・関係府省が連携し、社会人学生の就職支援の強化、企業や業界における職業能力の評価、教育訓練休暇制度等の導入や、大学や専門学校等におけるプログラムの活用に対する働きかけ、働き方改革の着実な実施を通じ、学んだ成果の活用や仕事への接続を推進する。

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群 抜粋

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援

・ 子供たちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、教育費の負担軽減を図る。

幼児教育に係る教育費について、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。消費税率引き上げの時期との関係で増収額に合わせて、平成31（2019）年4月から一部をスタートし、平成32（2020）年4月から全面的に実施する。

義務教育に係る教育費について、国公立学校の授業料や国公立学校の教科書が無償とされていることに加え、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し、適切な教育機会の確保を図る。また、私立小中学校等に通う児童生徒への支援に関する調査研究を進める。後期中等教育段階に係る教育費について、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金による負担軽減を図る。年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（現行の高等学校等就学支援金の拡充）については、消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。その上で、消費税使途変更後の平成32（2020）年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

高等教育段階に係る教育費について、貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与に加え、真に必要な子供たちに限って平成32（2020）年4月から高等教育の無償化を実現するため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。また、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、HECS82等諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討する。